

第2回 吉野町における一般廃棄物

処理のあり方検討委員会

(資 料)

令和2年7月30日(木)

1. 吉野町における今後のごみ処理の方法について

1) 現在のごみ処理の方法

吉野町における現在のごみ処理の方法を、表1及び図1に示す。

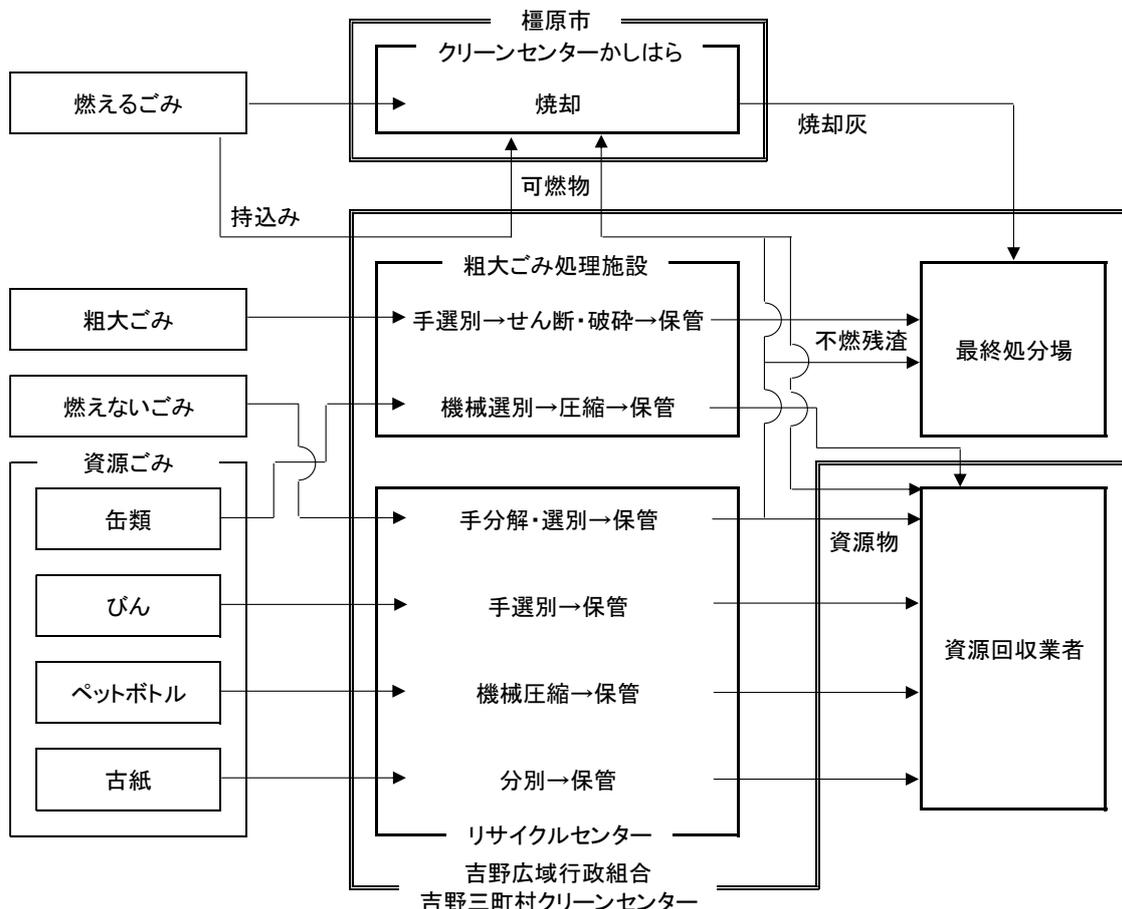
燃えるごみは、収集されるものは委託先である橿原市のクリーンセンターかしはらに搬入され、一部は吉野広域行政組合の吉野三町村クリーンセンターに持ち込まれ、そこから搬入される。

燃えるごみ以外のごみは、吉野三町村クリーンセンターに搬入され、可燃物、不燃残渣、資源物等にそれぞれ分別・処理される。

表1 現在のごみ処理の方法

ごみの種類	ごみの処理の方法
燃えるごみ	橿原市のごみ焼却処理施設(クリーンセンターかしはら)に処理を委託 (持込ごみは吉野三町村クリーンセンターで受け入れた後、橿原市の処理施設へ搬入)
粗大ごみ	手作業により不燃物・資源物を選別し、残った可燃物をせん断・破砕機を通して細断 (可燃物は橿原市で焼却、不燃物は最終処分場で埋立、資源物は業者へ売却)
燃えないごみ	手作業で分解し分別・選別(可燃物は焼却、不燃物は埋立、資源物は業者へ売却) 同区分として搬入される危険ごみ(蛍光灯等)や小型家電製品は、分別し処理委託
缶類	選別機でアルミとスチールに分別し、圧縮したものを保管後、業者へ売却
びん	手選別により茶・白・その他に色分けし、ストックヤードで保管後、業者へ引渡し
ペットボトル	圧縮機により圧縮し保管後、業者へ売却
古紙	ダンボール:パッカー車に直接積み込むことで、業者へ売却 新聞・雑誌、紙パック:手選別により分別しコンテナや専用袋で保管後、業者へ売却

図1 現在のごみ処理フロー



2) 将来のごみ処理方法の検討スケジュール

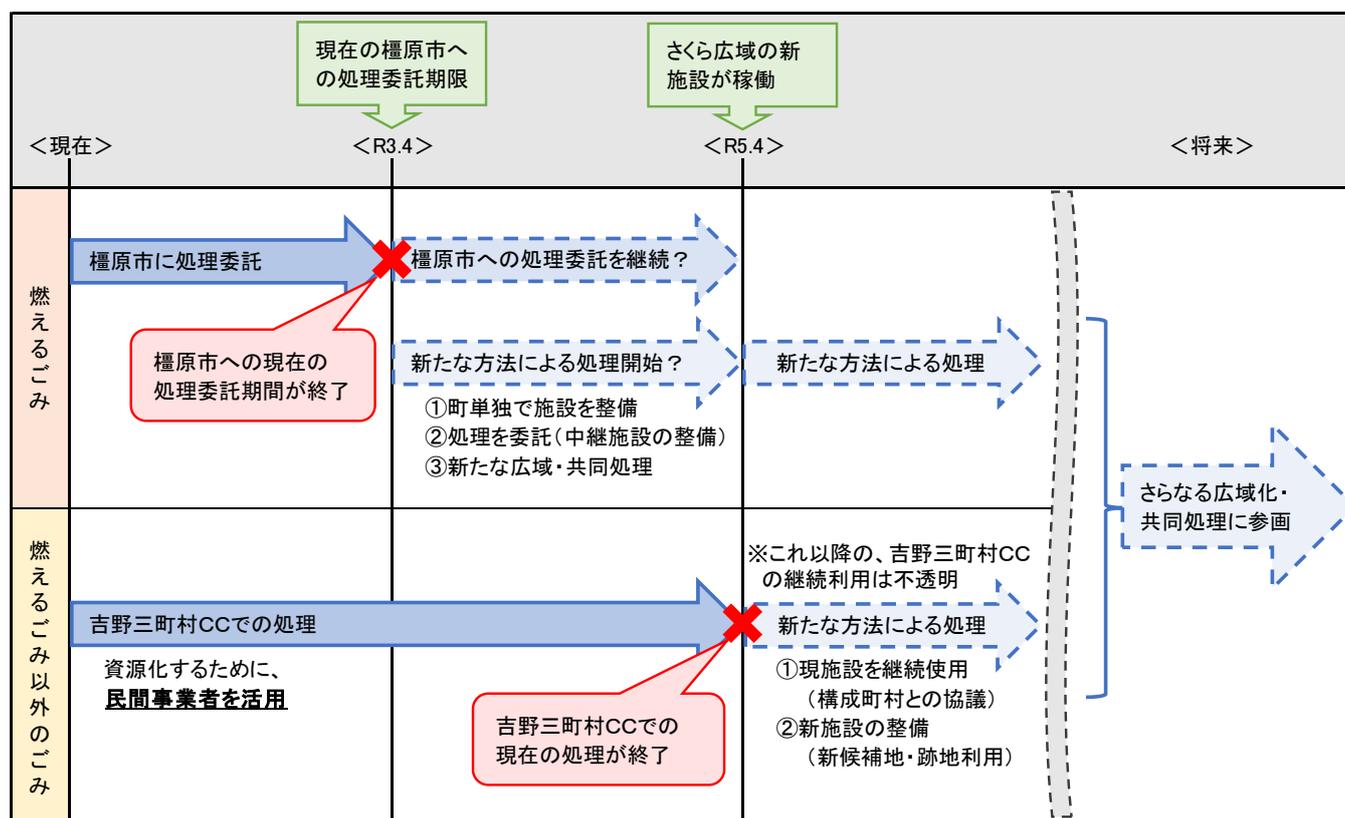
吉野町における将来のごみ処理方法の検討スケジュールを図2に示す。

燃えるごみは橿原市に処理を委託しているが、現在の処理委託の期限は令和2年度末であるため、令和3年4月以降の処理について引き続き橿原市と協議を進めるとともに、さくら広域の新施設稼働に伴い吉野広域行政組合の構成自治体である川上村及び東吉野村のごみ処理が移行する令和5年4月以降も見据えて、新たな処理方法の検討が必要である。

また、燃えるごみ以外のごみは、川上村及び東吉野村がさくら広域での広域処理に移行する令和5年4月までは、これら2村と吉野町の吉野三町村で処理を継続していくこととなるが、それ以降は吉野町単独での処理となる。現状では、令和5年4月以降の吉野三町村クリーンセンターの継続利用が不透明な状況であることも踏まえて、川上村及び東吉野村との協議を進めるとともに、新たな処理方法を検討していく必要がある。

以上より、検討スケジュールから勘案すると、早急に必要となるのは、燃えるごみの処理方法の検討及び方針決定であることがわかる。

図2 将来のごみ処理方法の検討スケジュール



2. 可燃ごみの処理方法について

可燃ごみの処理方法について、第1回検討委員会で提示したものを改めて表1に示す。また、検討する上で関係する法令・計画等を以下に示す。

表1 可燃ごみの処理方法（第1回検討委員会で提示した方法）

現状	橿原市の焼却処理施設(クリーンセンターかしはら)に処理を委託 (持込みは吉野三町村クリーンセンターで受け入れ後、橿原市へ搬入)
課題	現在の橿原市への処理委託は暫定的な措置であり、その後のあり方を検討しなければならない
方法	1-1.町単独でごみ焼却処理施設を整備し、独自で処理
	1-2.町単独でトンネルコンポスト処理施設を整備し、独自で処理
	2-1.中継施設を建設し、民間処理業者に処理を委託
	2-2.中継施設を建設し、他自治体に処理を委託
	3.新たな広域・共同処理の検討

①「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）」（昭和45年12月25日 法律第137号）
第6条の2第1項

「市町村は、一般廃棄物処理計画に従って、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（省略）しなければならない。」

⇒一般廃棄物の処理（収集、運搬及び処分）は市町村の責務であることが示されている。

②「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について（通知）」（環循適発第1903293号 平成31年3月29日）

2. 広域化・集約化計画の策定

(5) ブロックごとの廃棄物処理体制の検討

①組合設立：近隣市町村が構成員となる一部事務組合・広域連合等を設立し、構成市町村のごみを処理する。

③大都市での受入：大都市が周辺市町村のごみを受け入れ、処理する。

⑥民間活用：市町村が民間の廃棄物処理施設にごみ処理を委託し、施設の集約化を図る。

⇒ごみ処理施設の広域化・集約化についての考え方が示されている。

③廃棄物処理施設整備計画（平成30年6月19日 閣議決定）

2. 廃棄物処理施設整備及び運営の重点的、効果的かつ効率的な実施

(2) 持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営

地域特性を考慮しつつ、地方公共団体及び民間事業者との連携による施設能力の有効活用や施設間の連携、他のインフラとの連携など、地域全体で安定化・効率化を図っていくことが重要である。

(6) 地域に新たな価値を創出する廃棄物処理施設の整備

～（前略）～、循環資源に関わる民間事業者等との連携による循環資源の有効利用の推進、地域住民を対象とした環境教育・環境学習機会の提供など、地域の特性に応じて、地域の課題解決や地域活性化に貢献することが考えられる。また、このような施設整備の推進に当たっては、地方公共団体、民間事業者、地域住民が積極的に参画し、関係主体が一体的に検討できる事業体制を構築することが効果的である。

⇒「民間事業者との連携」や「地域全体での安定化・効率化」等の取り組みの重要性

表2 可燃ごみの処理方法の再提示（第1回委員会資料に加筆）

項 目		1.町単独での新施設整備		2.処理委託		3.新たな広域・共同処理の検討
		1-1.ごみ焼却処理施設	1-2.トンネルコンポスト施設	2-1.民間処理業者(県外)	2-2.他自治体	
環境的側面		焼却処理に伴うダイオキシン類等の有害物質や温室効果ガスの排出による環境負荷がある	ごみを焼却することなくリサイクル・減容化できるので、ごみ焼却処理施設より影響は小さい	施設稼働による直接的な環境負荷は少ない(委託先施設稼働に伴う間接的な環境負荷はある)	施設稼働による直接的な環境負荷は少ない(委託先施設稼働に伴う間接的な環境負荷はある)	施設稼働による直接的な環境負荷は少ない(広域施設稼働に伴う間接的な環境負荷はある)
経済的側面	初期投資 (町実質負担額)	5.9 億円 (可燃焼却施設・日量 6 トンと想定)	3.0 億円 (可燃処理施設・日量 6 トンと想定)	1.3 億円 (可燃の中継施設・日 6 トンと想定)	1.3 億円 (可燃の中継施設・日量 6 トンと想定)	5.2 億円 (吉野町のごみ量を広域全体の 5%と仮定) (可燃焼却施設・日量 200 トン リサイクル処理施設・日量 70 トンと仮定)
	運営管理 (可燃以外の処理経費を含む)	30.0 億円 (150,000 千円/年×20 年)	31.3 億円 (156,500 千円/年×20 年)	27.8 億円 (139,000 千円/年×20 年)	22.3 億円 (111,500 千円/年×20 年)	14.6 億円 (73,000 千円/年×20 年)
実現可能性		町内で新たに焼却施設を建設することについては、建設用地の確保や住民の理解を得ることに相当の期間を要する	・実績が少なく、導入可能性検討の詳細な調査、研究の継続が必要となる。 ・建設用地の確保や住民の理解を得ることに相当の期間を要する ・小規模施設のため、処理委託費が割高となる	・中継施設の建設が必要であり、施設完成まで、暫定的な積替え場所の確保が必要だが、令和 5 年度からの委託の実現可能性は高い ・恒久的な依頼はできないが、将来的なごみ処理方針を示すことで、その期間まで委託できる可能性がある	あくまで暫定的な措置であり、恒久的な依頼はできない	奈良県内でも広域化への動きが進んでいく方向であり、吉野町においても、今よりさらに大きな枠組みとなる近隣市町村との広域化検討には参加することを基本理念とし、将来的な広域再編を見据えた関係市町村との協議・検討を開始する
課題等		・新築用地の確保と住民の理解 ・処理単価(運営経費)が割高(直営、委託とも) ・町単独での新施設整備は、ごみ処理広域化やごみ処理施設の集約化の流れに逆行する	・新築用地の確保と住民の理解 ・現クリーンセンター利用の場合、別途造成工事が必要 ・生成物の利用先の確保 ・小規模な独自施設のため、将来的にごみ量減少に伴う処理委託費の上昇が懸念される。	・中継施設建設場所の確保と住民の理解 ・中継施設建設までの暫定的な積替え場所の確保 ・処理委託単価の高騰懸念 ・可燃ごみ以外の処理委託検討	・中継施設建設場所の確保と住民の理解 ・関係自治体との協議が必要 ・他の自治体に継続委託するためには、別途イニシャルコストの負担、関係議会、地元自治会等の承認等が条件として想定される	・建設工事費、その他の費用負担の増加懸念 ・最終処分費の別途負担 ・将来的な構想への参加のため、当面は町単独のごみ処理の継続が必要となる
考察		吉野三町村クリーンセンターでの焼却は、地元協定により出来ない状況である。また、クリーンセンター以外の用地で、新規に焼却建設用地を確保することは、候補地の選定と地元住民の理解を得るため、相当な期間が必要と考えられることから、実現可能性は低い。 さらに、交付金を活用することができず、施設建設費が割高になるとともに、施設運営費も割高になると想定される。	施設で生成される原料の利用先の確保が難しく、また、トンネルコンポスト施設に関する実績はあまりに少ないため、さらに詳細な調査・研究が必要であるが、それに要する期間を見極めることが難しいことから、新施設の稼働時期を想定できない状況である。 また、建設用地の確保や住民の理解を得ることに相当の期間を要すると考えられることから、実現可能性は低い。	この方法(…②⑥)では、県内でも斑鳩町、上牧町において、三重県内の民間処理業者への処理委託が行われているが、他の自治体からの受け入れ処理について、安定的に安全に処理している実績がある民間処理業者への委託については、特段の支障は見られない。 また、施設整備計画(…⑤)には“民間業者との連携”による持続可能な適正処理の確保が示されていることから、民間処理業者に処理を委託するという方法は、吉野町の現状を踏まえた場合、実現可能性が高く、暫定的な措置としては最適な方法である。	この方法(…②③)として、現在、橿原市に処理を委託しているのは過渡的な対応であり、今後、継続的に他の自治体への委託を検討する場合は、関係自治体や地元との協議に要する期間が相当程度必要になると考えられることから、実現可能性は低い。	国が示す広域化の観点(…②①)からも望まれる方法で、最終的には目指していくべき方法である。 市町村単独では建設費及び運営管理費が割高となり処理コストが大きくなることから、奈良県内でも広域化への動きが進んでいく方向である。吉野町においても、今よりさらに大きな枠組みとなる近隣市町村との広域化検討には参加していくことを基本理念として、それが実現するまでは、暫定的な措置としての対応方法を検討する。

項 目		民間事業者による提案
環境的側面		焼却に伴う有害物質や温室効果ガス、排水による環境負荷、運搬車両とプラントの騒音が考えられる。
経済的側面	初期投資 (町実質負担額)	町の負担する施設整備費はない
	運営管理 (可燃以外の処理経費を含む)	・可燃ごみの処理委託費について、民間事業者との交渉が期待できる
実現可能性		<ul style="list-style-type: none"> ・事業用地の確保並びに関係地域及び住民の理解と同意が得られないと、事業展開は困難である ・施設設置手続き(県、町、地元等との事前協議、環境影響調査等)に相当な期間を必要とする
課 題 等		<ul style="list-style-type: none"> ・地権者及び関係地域の同意・町・県との事前協議が必要 ・事業用地の確保が出来るか否か ・別途、不燃・粗大・資源ごみ処理施設が必要(現有施設の整理を含めた3町村協議が必要)
考 察		<ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物処理は市町村の責務として、継続して行わなくては行けなく、民間事業者からの計画説明及び、住民の同意が得られない現実を見ると、検討に入ることは難しいと判断せざるを得ない。 ・可燃委託の延長を、檀原市と協議中であるが、来年3月以降を考えていかねばならない時間的制約があり、仮に受け入れが延長となっても、民間事業者は用地確保も出来てない現状では、今は難しいと考える。